

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年茅ヶ崎市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の前の見出し及び同条を削り、第 3 条の前に見出しとして「（条例別表第 1 の規則で定める事務）」を付し、同条中「別表第 1 の 2 の項」を「別表第 1 の 1 の項」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「別表第 1 の 3 の項」を「別表第 1 の 2 の項」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「別表第 1 の 4 の項」を「別表第 1 の 3 の項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同条を第 5 条とし、第 7 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。